

狩猟者登録申請に係る取扱いについて（道内在住者向け）

1 全ての申請者が申請時に**必ず提出**しなければならないもの

(1) 狩猟者登録申請書（複数種類の狩猟免許について同時に登録する場合は、それぞれ1通）

※道 HP からダウンロード、又は振興局から提供された所定の様式を使用してください。

※**電話番号（連絡先）は、必ず記載してください。**

(2) 狩猟事故に係る損害賠償能力を有していることを証する次のア～ウのいずれかの書類

ア 一般社団法人大日本猟友会の狩猟事故共済保険の被保険者であることを証する書類

イ 損害保険会社の損害保険契約（保険金額が 3,000 万円以上であるものに限る。）の被保険者であることを証する書類（損害保険会社又はその代理店が発行又は証明したのものに限る。）

ウ 上記ア又はイに準ずる資力信用を証する書類

(3) 写真（縦 3.0cm×横 2.4cm） 2葉（光沢紙に印刷した写真とし、普通紙は不可。）

※複数種類の狩猟免許について同時に登録する場合は、申請書用として免許の種類毎に 1 葉、狩猟者登録証用として 1 葉

（例）第一種銃猟とわな猟を同時に登録する場合：申請書用 2 葉、狩猟者登録証用 1 葉

※写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。

※申請日前 6 月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景のものに限る。

(4) 狩猟者登録手数料 1,800 円（北海道収入証紙）

※狩猟免許に対応する狩猟者登録申請 1 件ごとに必要です。

(5) 狩猟税（金額は狩猟免許区分によって変わります）

2 狩猟税の内訳

区 分		税 額	
			1/2
第一種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける人	個人道民税の所得割額を納める人	16,500 円	8,200 円
	上記以外の人（控除対象配偶者、扶養親族を除く。）※1	11,000 円	5,500 円
網猟免許及びわな猟免許 に係る狩猟者の登録を受ける人	個人道民税の所得割額を納める人	8,200 円	4,100 円
	上記以外の人（控除対象配偶者、扶養親族を除く。）※1	5,500 円	2,700 円
第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500 円	2,700 円

※1 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する方（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の方。

※2 令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までの間に限り次の措置が講じられます。

① 道内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員・道内において認定捕獲事業を行った認定鳥獣捕獲等事業者の従事者には、狩猟税は課されません。

② 狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可（鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るもので、道内の区域を対象とするものに限ります。）を受けた方又は第 9 条第 8 項の従事者として従事者証の交付を受けた方が当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合は、上記税額の 1/2 となります。

※3 狩猟税は「狩猟者登録を行う者」に対する課税であるため、出猟・捕獲が無かった場合でも還付はされません。

3 税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受けようとする場合に添付しなければならないもの

(1) 対象鳥獣捕獲員の場合 (課税免除)

- ・道内の市町村に属する対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書(市町村長が交付するもの)

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の場合 (課税免除)

- ・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し
- ・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書(様式第16の2)
- ・道内において認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類(当該事業の委託契約書の写し等)
- ・上記事業に従事した際の従事者証の写し

(3) 道内における有害鳥獣捕獲許可を有している場合 (税額1/2減額)

ア 捕獲許可証の交付を受けた者

- ・狩猟者登録の申請前1年以内を捕獲期間に含む鳥獣の管理を目的として捕獲許可を受けた許可証の写し(法第9条第13項に係る報告を記入し、備考欄に捕獲日又は捕獲出動日を記入したもの)

イ 従事者証の交付を受けた者

- ・狩猟者登録の申請前1年以内を捕獲期間に含む鳥獣の管理を目的として捕獲許可を受けた者に係る従事者証の写し
- ・捕獲等結果報告書

※1 ただし、許可証又は従事者証の写しを返納等により添付することができない場合は、登録申請前に捕獲許可証若しくは従事者証の交付を受けた(総合)振興局又は市町村へ「鳥獣捕獲許可証等交付を受けた者であることを証する証明書の交付申請書」により申請し、「鳥獣捕獲許可証等交付を受けた者であることを証する証明書」の交付を受け、申請書に添付してください。その場合、併せて捕獲等結果報告書も添付してください。

※2 複数の捕獲許可若しくは従事者証の交付を受けている場合は、交付を受けた1種類のみの添付で構いません。

4 申請書類の提出先等

(1) 狩猟者登録申請書類の提出先…各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係

(2) 狩猟税納付先…各(総合)振興局納税課又は税務課

※ 狩猟税は、狩猟者登録申請書に、上記区分に応じた税額に相当する額の現金を添えて納めてください。

※ 狩猟者登録申請手数料の納付に用いる「北海道収入証紙」によって狩猟税を納めることはできませんのでご注意ください。

5 狩猟者登録申請の受付

受付期間は、各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係にお問い合わせください。

※ 来庁される際は、事前に電話でご連絡ください。

※ 申請書類に、記入漏れや添付書類の不備などがある場合は、受理できません。

6 留意事項

- (1) 狩猟者登録証の返納及び捕獲結果の報告は、登録を受けた各(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係に提出してください。
- (2) 狩猟者登録証は即日交付できない場合があります。事前に登録を受ける各(総合)振興局に電話にてご連絡ください。
- (3) 対象鳥獣捕獲員でなくなった場合は、別記第3号様式に必要事項を記入し、狩猟者登録証とともに交付を受けた(総合)振興局保健環境部環境生活課自然環境係に提出してください。
※引き続き狩猟を行う場合は、再度、狩猟者登録申請を行う必要があります。
※必要な書類は1面を参考に添付してください。
- (4) 道内では、鉛ライフル弾及び粒径の直径が7mm以上の鉛散弾(スラッグ弾を含みます。)を使用した全ての狩猟が禁止されています。さらに、「北海道エゾシカ対策推進条例」に基づき、エゾシカを捕獲する目的での当該鉛弾の所持が禁止されています。
- (5) 道内の狩猟期間は、エゾシカ猟を除き、10月1日から翌年1月31日までです。
※西興部村猟区及び占冠村猟区の狩猟期間は、エゾシカ猟を除き9月15日から2月末日まで。
※エゾシカの可猟区域及び可猟期間については、鳥獣保護区等位置図でご確認ください。
- (6) 狩猟事故に係る損害賠償能力を有していることを証する書類は、狩猟期間中有効なものとしてください。
- (7) 森林内では施業等のため、狩猟を禁止している区域・期間があり、規制を遵守しないと重大な事故につながりかねず大変危険です。
入林する区域の入林手続きを行い、入林禁止区域図等を必ず確認の上、入林してください。